

告 示

埼玉県告示第千三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百九十八番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

花園小学校、花園中学校の学区となつてないので、各学校に連絡を入れること。

二 縦覧期間

令和四年十月七日から令和四年十一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター